



平成 28 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ながの東急百貨店  
 代表者名 取締役社長 楠野 創  
 (コード：9829 東証 JASDAQ)  
 問合せ先 常務取締役  
 業務本部長 田力 祐志  
 (TEL 026-226-8181)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 4 月 20 日開催予定の第 58 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図り、企業価値をさらに向上させることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 本定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任免除について附則を新設するものであります。
- (3) 上記の新設、削除、変更に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

(下線 〃 は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 〃 (条文省略)	第 1 条 〃 (現行どおり)
第 17 条 第 4 章 取締役及び取締役会	第 17 条 第 4 章 取締役及び取締役会
第 18 条 (取締役の定員)	第 18 条 (取締役の定員)
第 19 条 当社の取締役は 20 名以内とする。	第 19 条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は 15 名以内とし、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第 20 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任は、累積投票によらない。	第 20 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任するものとする。 取締役の選任は、累積投票によらない。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第 21 条 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠により就任した監査等委員である取締役の任期は、 <u>前任者の任期が満了する時までとする。</u>
(取締役会の招集及び議長)	(取締役会の招集及び議長)
第 22 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序によって他の取締役がこれに当たる。 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 4 日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。	第 22 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序によって他の取締役がこれに当たる。 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の 4 日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
(取締役会の決議の省略)	(取締役会の決議の省略)
第 23 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	第 23 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第 24 条 (条文省略)	第 24 条 (現行どおり)
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
第 25 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第 25 条 取締役の報酬等は、 <u>監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役を区分して、株主総会の決議によって定める。</u>
第 26 条	第 26 条
} (条文省略)	} (現行どおり)
第 30 条	第 30 条
第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置)	第 5 章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)
第 31 条 当社は <u>監査役及び監査役会</u> を置く。	第 31 条 当社は <u>監査等委員会</u> を置く。
(監査役の定員)	(削除)
第 32 条 <u>当社の監査役は 5 名以内とする。</u>	(削除)
(監査役の選任)	(削除)
第 33 条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
(監査役の任期)	(削除)
第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠により就任した監査役の任期は、 <u>前任者の任期が満了する時までとする。</u>	(削除)
(監査役会の招集)	(監査等委員会の招集)
第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 4 日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。	第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 4 日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)  第 36 条 <u>監査役会に関する事項については、法令又は本定款で定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(監査等委員会規程)  第 33 条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款で定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(監査役の報酬等)  第 37 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)  第 38 条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)  第 39 条 <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 40 条  } (条文省略)</p>	<p>第 34 条  } (現行どおり)</p>
<p>第 42 条  (会計監査人の報酬等)  第 43 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第 36 条  (会計監査人の報酬等)  第 37 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 44 条  } (条文省略)</p>	<p>第 38 条  } (現行どおり)</p>
<p>第 47 条</p>	<p>第 41 条  附則  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  <u>当社は、第 58 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める限度額の範囲内で、取締役会の決議によってその責任を免除することができる。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 4 月 20 日(水)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 4 月 20 日(水)

以 上